

令和2年4月28日	
所 属	尼崎市 教育委員会事務局 学校企画課
所属長	宮原 久弥
電 話	06-4950-5688

尼崎市立学校園の臨時休業期間の延長について

1 趣旨

尼崎市では、このほど、市立学校園について、国の緊急事態宣言を受け5月6日まで臨時休業としていたところ。一方で、国内はもとより、県内近隣他都市においても未だに感染を十分に抑え込めている状態とは言えない状況が続いております。

こうした状況を鑑み、児童生徒の健康及び感染拡大防止に万全を期すため、臨時休業期間を5月31日まで延長します。

2 臨時休業の延長期間

5月7日から5月31日まで

3 臨時休業延長に伴う学習支援

(1) 新学年の学習内容の指導を開始

学校再開時期が不透明であることを前提として、新学年の学習内容についての指導を5月から開始します。指導については学校ごとに教科書の内容に沿った学習プリント等を作成し、児童生徒が自宅学習する形で実施します。

(2) ICTを活用した教材や動画の提供

ICTを活用し、学校ごとに作成した教材や動画などを自宅等から閲覧、ダウンロードできるような仕組みを整えます。

(3) 民間のオンライン学習支援システムの導入（予定）

市立高等学校・中学校において生徒が自宅等で動画教材やドリルなどを活用することができる民間のオンライン学習支援システムの導入を検討します。

(4) インターネット利用が困難な児童生徒への支援の実施

自宅等においてインターネットの利用が困難な児童生徒については、十分な感染予防対策を講じた上で、学校等のICT機器を利用できるよう環境を整えます。

4 その他（学校行事）

(1) 修学旅行

9月以降に延期します。

(2) 健康診断

9月以降に延期します（ただし、尿検査については、一部実施する）。

以 上

<問い合わせ先>

- 臨時休業期間に関する事…学校企画課 06-4950-5688
- 学習保障及び修学旅行に関する事…学校教育課 06-4950-5685
- 健康診断に関する事…保健体育課 06-4950-5677
- ICTを活用した教材や動画の提供…学び支援課 06-6494-3155

令和2年4月28日

保護者各位

尼崎市 市長

尼崎市教育長

尼崎市立学校園の臨時休業期間の延長について

平素より本市の教育活動にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大にともない4月7日に発出された緊急事態宣言の期限が5月6日に迫りました。本市においても市立学校園について5月6日まで臨時休業としています。尼崎市内では大幅な感染者の拡大などは見られないものの、全国的には感染拡大を十分に抑え込めている状況とはいいがたい現状です。そのため、本市では、児童生徒の生命や安全を最優先に考え、市立学校園の臨時休業期間を令和2年5月31日まで延長することといたしました。

保護者の皆様におかれましては、学校園の臨時休業が長期化し、お子様の学習、健康、生活などの面において、多くのご不安を感じておられることと思います。ついては、本市としても、次のような取り組みを実施し、お子様の学びの保障をしていきたいと考えております。

○臨時休業延長にともなう学習支援について

(1) 新学年の学習内容の指導を開始

学校再開時期が不透明であることを前提に新学年の学習内容についての指導を5月から開始します。指導については学校ごとに教科書の内容に沿った学習プリント等を作成し、児童生徒が自宅学習する形で実施します。

(2) ICTを活用した教材や動画の提供

ICTを活用し、学校ごとに作成した教材や動画などを自宅等から閲覧、ダウンロードできるような仕組みを整えます。

(3) 民間のオンライン学習支援システムの導入（予定）

市立高等学校・中学校において生徒が自宅等で動画教材やドリルなどを活用することができる民間のオンライン学習支援システムの導入を検討しています。

(4) インターネット利用が困難な児童生徒への支援の実施

自宅等においてインターネットの利用が困難な児童生徒については、十分な感染予防対策を講じた上で、学校等のICT機器を利用できるよう環境を整えます。

なお、学校再開後は、夏休み等の長期休業期間の短縮、放課後の活用、学校行事の精選などを通じ、可能な限り学習時間を確保し、お子様の負担にも配慮しながら、補充学習を実施していく予定です。

保護者の皆様にも大きなご負担をおかけすることとなりますが、子どもたちの安心、安全のため、ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。